

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>違法に公開された著作物と知りながらそれを取得する事を違法とするいわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法に問題があります。</p> <p>一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」という要件は、事前に確認する事ができず、また証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力は存在しません。</p> <p>このような法改正の行き着く先は、著作権検閲という日本国として最低最悪な状況です。改正法は未施行ですが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に相当する、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、弊害は出始めている。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化には法改正前から、こういった著作権検閲に対する懸念が、文化庁や知財本部への意見募集に対し非常に沢山の意見・指摘が寄せられており、ダウンロード違法化は始めから行ってはいけないものだったのです。ネット利用における個人の安心と安全を蔑ろにするダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号の即刻削除を求めます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向	・著作権法第30条第1項第3号を削除する。

性について の提案	
--------------	--